

## 佐賀市グリーン化推進戦略に関する連携協定書

佐賀市（以下「甲」という。）と株式会社誠和。（以下「乙」という。）は、佐賀市グリーン化推進戦略を実施するために連携・協力することに合意し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携と協力の下、佐賀市グリーン化推進戦略を実施し、環境を改善しながら持続的に経済が発展する産業・社会の創出に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 本市への農業事業者の誘致に関すること。
- (2) 本市と農業事業者とのマッチング戦略の立案に関すること。
- (3) 人材の育成や次世代農業の展開による地方創生に関すること。
- (4) その他佐賀市グリーン化推進戦略の実施に係る調査・研究等に関すること。

2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に推進するため、必要に応じて甲乙協議を行うものとする。また、具体的な取り組み内容及び実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

### （秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方が合意の上、変更を行うものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれかからも相手方に対し解約の申し出がなければ、有効期限が満了する日の翌日から引き続き1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の解約)

第6条 甲または乙のいずれかが本協定の解約を申し出たときは、前条の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による解約に係るいかなる責任も負わないものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項、及びこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 3月 24日

甲 佐賀県佐賀市栄町1番1号  
佐賀市

佐賀市長

坂井 英隆

乙 栃木県下野市柴262-10  
株式会社 誠和。

代表取締役

大出 浩睦